

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		入館の禁止
根拠条例・規則等名		さいたま市岩槻人形博物館条例
条 項		第 13 条
所 管 部 課		スポーツ文化局 文化部 岩槻人形博物館 (電話：048-749-0223)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>次のいずれかに該当するときは、博物館への入館を禁止し、又は退館を命じることができる。</p> <p>(1)博物館内の秩序を乱し、若しくは他の入館者に迷惑を及ぼし、又はこれらのおそれがあるとき。</p> <p>(2)人形資料又は施設若しくは設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(3)前2号に掲げるもののほか、施設の管理上支障はあるとき。</p>
	設定等年月日	令和2年2月22日設定 年 月 日最終改正
備 考		